

大学設置基準等を改正する省令案について

【柔軟なアカデミック・カレンダーの設定について】

I. 改正案の背景・趣旨

平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、学生の主体的な学びを促進するため、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にする。

II. 改正案の概要

【大学設置基準及び短期大学設置基準の改正】

大学及び短期大学における各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うこととする現行制度の考え方は原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、より多様な授業期間の設定を可能にする。

III. 今後の予定

| | |
|-----------|----|
| 平成25年3月中 | 公布 |
| 平成25年4月1日 | 施行 |

大学設置基準改正の内容

【改正の趣旨】

- 授業期間について、「10週又は15週」の原則を維持しつつ、従来主流であった「週1コマ、15週」の講義を中心とした授業のあり方の多様化を推進するため、より弾力的な授業期間の設定を可能にする。
- その際、平成24年8月中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、各大学における創意工夫により、一方の知識伝達型の授業から、教員・学生が双方向に意思疎通を行うことができるような、学生の主体的な学びを重視する授業への転換が必要。
- なお、今回の改正は、授業期間を弾力化するものであり、「講義であれば1単位当たり最低でも15時間の確保が必要とされる。これには定期試験の期間を含めてはならない」とする平成20年中教審答申で示した単位についての考え方を変更するものではない。

【具体的な方向性】

- 「教育上必要」かつ「十分な教育効果」が認められる場合に、授業期間の弾力的な運用を認める
- 10週・15週より長い期間も含め、10週・15週と異なる期間を容認

【改正後の条文】

○参考：大学設置基準第23条（改正後）

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、**教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合は、この限りではない。**

設置基準改正による効果

○現在でも、語学や体育実技の集中講義など、10週・15週の例外となる授業期間を設定することは可能であるが、「教育上特別の必要がある」ことが要件となっているため、各大学においては限定的に運用されていることが多い。

○今回、この「教育上特別の必要がある」との要件を緩和することで、各大学が、授業改善のために、より柔軟に授業期間を設定していくことが期待される。具体的な事例としては、例えば、以下のようなケースが想定される。

想定される具体的な事例

(週複数回授業の実施)

- ・8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>
→例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

(1コマあたりの授業時間の見直し)

- ・1コマあたりの授業時間を延ばし、14週間で、2. 2時間の講義を週1回実施<2単位>

(様々な授業形態の組み合わせ)

- ・13週間で、1時間の講義を週1回実施し、特定の日にフィールドワーク(6時間)を実施<1単位>
- ・11週間で行う「サービスタワーニング」
 - ①6週間、1時間の講義を週1回行う
 - ②4週間、地域における社会奉仕活動を現場実習として週1回(1回あたり6時間)行う
 - ③最後の週に、振り返り学修として、演習授業を1回(2時間)行う <1単位>

○また、現行では但し書きの対象として、集中講義を前提にした「短い特定の期間」しか明示されていないが、例えば、時間をかけてじっくりと理解を深める必要のある授業など、10週・15週より長い期間についても明示的に認める。

弾力化に伴う質保証のための措置

○授業期間を弾力化した場合、アカデミック・カレンダーだけでは、1単位あたりに必要な授業が適切に行われているかどうかを外形的に確認できず、質保証の面での懸念が生じる可能性もある。

○このため、下記のポイントについて、各大学に対して通知等で趣旨を徹底するとともに、認証評価機関にも伝達する。

- ・ **引き続き、授業期間の原則は10週又は15週とする。**
- ・ 1単位あたりの学修に関する考え方を変えるものではなく、講義であれば、**引き続き、1単位あたり15時間以上を確保することが必要**であり、授業期間を弾力化した場合においても、各大学において、単位の修得に必要な授業時間数が適切に確保されていることについて説明できること。
- ・ 授業期間の弾力化が認められるのは、教育上合理的な必要性があり、かつ、そのことによって10週又は15週の原則通りに授業を行う場合と同等以上の教育効果が確保されていることが必要。

大学設置基準等を改正する省令案について

【空地・運動場に関する特区制度の全国化への対応について】

I. 改正の背景・趣旨

平成22年3月に、構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」においては、構造改革特別区域における運動場及び空地に関する大学設置基準の特例措置に関する事項について、構造改革特別区域における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うことが盛り込まれている。また、全国展開の実施時期は、平成23年度中を目途に、できるだけ速やかに措置するものとされているところである。

このため、文部科学省において、大学設置基準及び短期大学設置基準の改正を行った。

II. 改正の概要

【大学設置基準及び短期大学設置基準の改正】

1. 空地に係る代替措置について

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため空地を校舎の敷地に有することができない場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる代替措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとする。

また、代替措置については、できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって、休息、交流その他に利用できる屋内空間を設けており、かつ、そのために必要な設備が備えられていることとする。

2. 運動場に係る代替措置について

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため運動場を設けることができない場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる代替措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができることとする。

また、代替措置については、原則として、体育館やスポーツ施設を備えることとする。ただし、特別の事情がある場合は、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できる一定の要件を満たす運動施設を利用に供することにより行うことができることとする。

III. 公布・施行

| | |
|-----------|----|
| 平成24年3月中 | 公布 |
| 平成25年1月1日 | 施行 |

学位規則の改正案について

第一 改正の趣旨

博士の学位を授与された者は、博士論文を印刷公表することとされている（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第9条）ところ、大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセスの推進の観点から、印刷公表に代えて、インターネットを利用して公表することとするための改正を行う。

あわせて、博士論文要旨等の公表（同第8条）についても、インターネットを利用した公表とするための改正を行う。

第二 改正の概要

1 博士論文要旨等の公表について

大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う、授与した博士の学位に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表について、その方法をインターネットの利用による公表とする（第8条関係）

2 博士論文等の公表について

博士の学位を授与された者が行う、当該博士の学位の授与に係る論文又はその内容を要約したものの公表について、その方法を、印刷により公表することに代えて、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得てインターネットにより公表することとする（第9条関係）

3 施行期日

この改正は、平成25年4月1日から施行するものとする（附則関係）

【学位規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第五号）新旧対照表】

◎学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（論文要旨等の公表）</p> <p>第八条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。</p> <p>3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該</p> | <p>（論文要旨等の公表）</p> <p>第八条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。</p> <p>第九条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。</p> <p>（新設）</p> |

博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

【改正の趣旨・概要】

○大学の教育研究の成果である博士論文等の質を相互に保証し合う仕組みとして、博士論文等を相互に参照できるよう公表することを規定している。

○公表の方法については、制度創設の昭和28年以来「印刷公表」(単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物に登載すること)によると規定されてきたところ、情報化の進んだ現下の状況に合わせて、また、印刷の負担軽減の観点から、「インターネットの利用による公表」とする改正を行う。

学位規則(抄)[改正前]

第九条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から一年以内に、その論文を印刷公表するものとする。



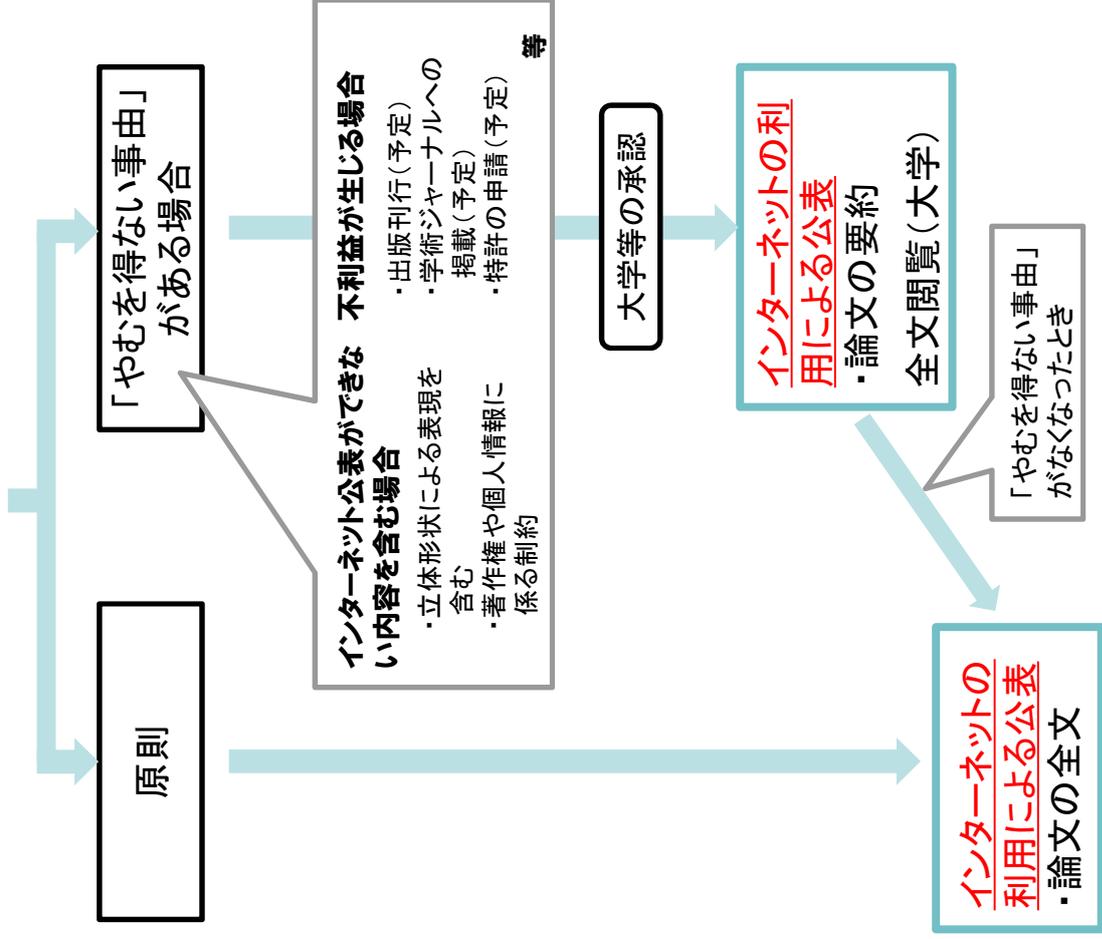
「インターネットの利用による公表」
に改正

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

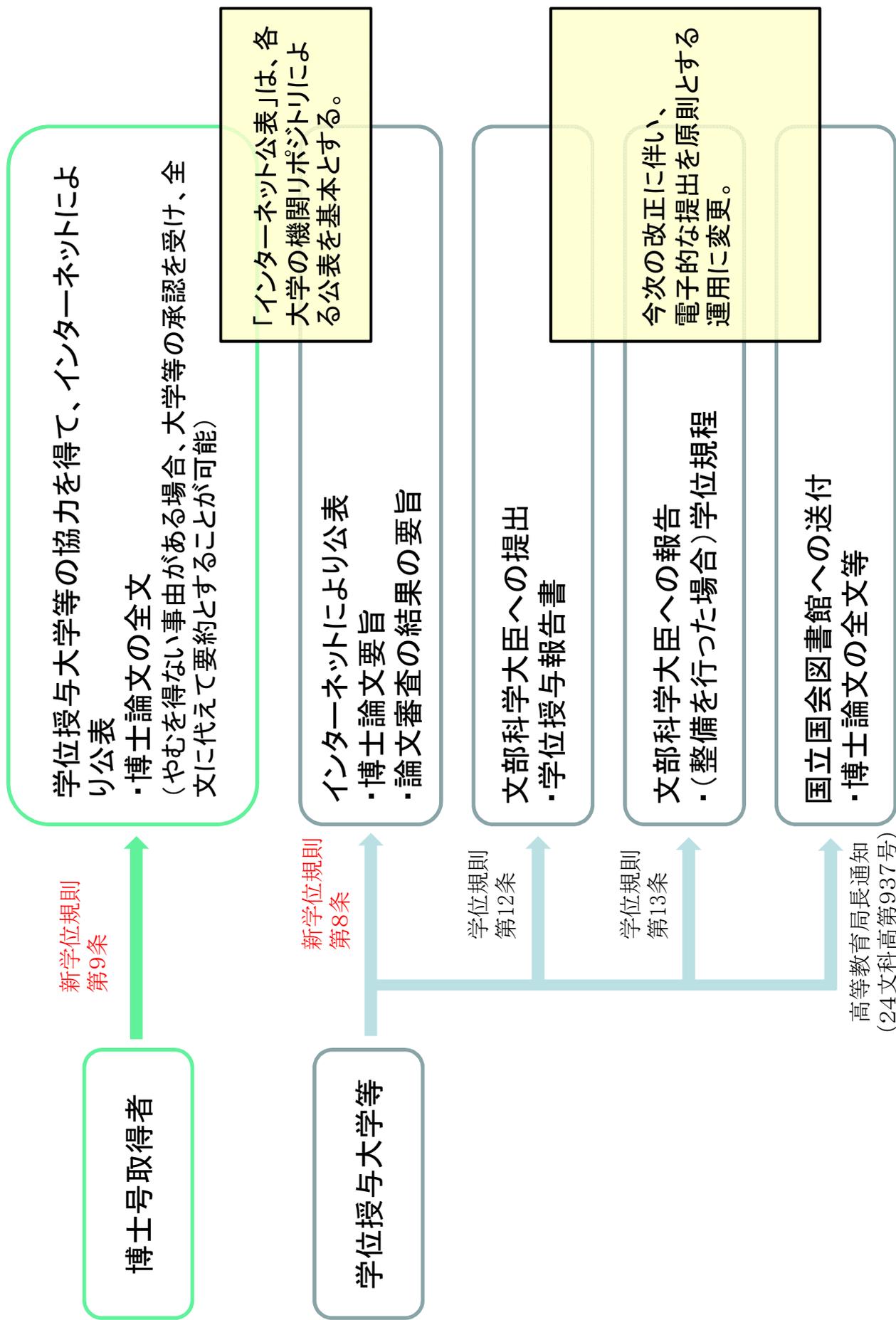
平成25年4月1日施行予定
(施行日以降に授与する学位に適用)

改正後の博士論文の公表に係るフロー

博士の学位の授与



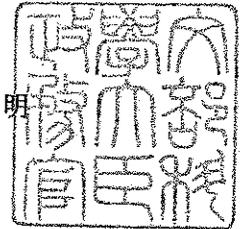
改正後の運用について



各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学大臣政務官

村 井 宗 明



(印影印刷)

専門職大学院設置基準の一部を改正する
省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第38号）が平成24年11月19日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる数の専任教員について、同設置基準附則第2項に基づき、専門職大学院の教員を他の学位課程に必要な教員数に算入できることとする経過措置が平成25年度末に終了することを受けて、特例措置終了後の取扱いについて、専門職学位課程に必ず置くこととされる数の専任教員については、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員が兼ねることができるとするものです。

これは、専門職大学院の質の向上を図る観点から、実態調査結果も踏まえつつ、中央教育審議会において審議を進めた結果、教員の養成機能の維持・向上、進学を希望する学生への対応、国際競争力への影響などを勘案し、専門職学位課程と博士課程との接続を図ることが適当であるとの結論を踏まえて改正するものです。

この改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですが、改正趣旨及び仕組みについて十分御了知いただき、その運用に当たり遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の改正について

一 改正の概要

専門職学位課程に必ず置くこととされる数の専任教員について、教育上支障を生

しない場合には、1個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。以下「博士課程（前期を除く。）」という。）の教員が兼ねることができるとしたこと。（第5条第2項）

二 留意事項

- (一) 各専門職大学院においては、専門職大学院制度は、教育の質保証の観点から、一定の独立性を確保し、教育に専念する教育組織を充実することを制度の趣旨とした上で、他の課程との教育の関連性や優秀な教員を確保するため、学部、修士課程については3分の1まで、博士課程後期についてはその全部の算入を認める旨の経過措置を設けていたが、この特例が平成25年度で終了することを受けて、今般の改正が行われることになった経緯を踏まえ、適切に対応すること。
- (二) 博士課程（前期を除く。）との接続については、専門職大学院教育を担う教員の養成や、専門職学位課程から博士課程への進学者への対応等の観点から、附則ではなく第5条第2項を改正して本則に規定するとともに、大学設置基準等の関連規定との整合等を踏まえ、適切な規定振りとしたものであること。
- (三) 博士課程（前期を除く。）の教員が、専門職学位課程に置くこととされる数の専任教員を兼ねることができるのは、教育上支障を生じない場合、1個の専攻に限られるものとしたが、これは博士課程（前期を除く。）との接続は、制度の趣旨を踏まえ、一定の合理的な条件の下に限り認められることを明確にしたものであることに留意すること。なお、教育上支障が生じるかどうかの具体的な判断については、学問分野や個々の大学の状況によってその程度が異なることから、各大学において適切に判断するものであること。
- (四) 専門職大学院に必要な専任教員数が配置されているなど独立性の確保及び教育体制の充実が図られている場合には、更なる教育の充実等を図る観点から、専門職学位課程の専任教員が他の研究科や専攻等において教育研究を行うこと、また、他の研究科や専攻等の専任教員が専門職大学院において教育を行うことは、教育上支障を生じない限りにおいて、従前どおり差し支えないこと。
- (五) 専門職学位課程に必ず置くこととされる専任教員の数を超えて専門職大学院が教員を配置する場合、求められる数を超えた部分の教員については、本改正の適用が及ぶものではないこと。ただし、この場合であっても、必ず置くこととされる専任教員の数に含まれるか否かを問わず、これまでと同様に、教員の質の確保に努める必要があること。

第二 施行について

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令は平成26年4月1日から施行すること。

専門職大学院設置基準における専任教員関係の 特例措置の終了に伴う省令改正について

(1) 改正の趣旨

専門職大学院設置基準上必ず置くこととされる専任教員（以下「必置教員」という。）について、現在は特例措置により、他の学位課程に必要な教員数に算入できることとされている。その特例措置が終了する平成26年度以降の取扱いに係る省令の一部を改正するものである。

(2) 改正の概要

専門職大学院の必置教員は、他の学位課程に必要な教員数に算入できないことが原則であるが、平成25年度までは特例として認められている。

中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年1月）の提言等を踏まえ、将来の専門職大学院の教員養成などへの影響にかんがみ、現在の特例措置が終了する平成26年度以降、教育上支障を生じない場合には、1個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の教員が専門職学位課程の専任教員を兼ねることができるよう所要の省令改正を行う。

※ 現行の特例措置終了後であっても、専門職大学院の専任教員が、自大学の別の専攻(学科)において、いわゆる兼任教員として、教育研究に従事することは可能。

(3) 施行期日

この改正は、平成26年4月から施行するものとする。

専門職大学院設置基準における専任教員に関する 特例措置の終了に伴う制度改正について(概要)

【現行制度の概要】

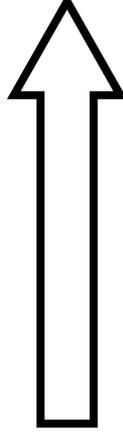
○専門職大学院の専任教員について

- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
- ② この上記の専任教員については、学部・修士・博士課程に必要な教員の数に算入できないこととする

○経過措置(平成25年度までの特例)

- ① 学部、修士課程、博士課程(前期)との間では、必置教員の1/3まで算入可能
- ② 博士課程(後期)との間では、必置教員の全員が算入可能

※ 経過措置を設けた趣旨は、①優秀な教員の確保、②博士課程後期への進学者への対応の観点から、平成25年度までの特例として設けたものであり、制度の定着状況を見つつ見直すことになっていったものである。



中教審での検討結果

- ・ 専門職大学院制度は、独立性を確保し教員組織の充実を趣旨とするため、他の学位課程に必要な教員の数に専門職大学院の専任教員を算入することを原則認めていないことを改めて確認。
- ・ ただし、中教審での審議の結果、経過措置終了後も、専門職大学院の教員養成に支障を生じる懸念等があることから、博士課程後期との接続は認めることが適当と整理。

※上記整理により、一般の大学院において、博士課程の前期(修士課程)と後期との間で接続が認められていることと同様の扱いとなる

- ・ その際、専門職大学院が教員組織の充実を制度趣旨としていることに鑑み、博士課程後期との接続を認めるにあたっては、教育上支障を生じない場合には、1個の専攻に限り認める旨を法令上明記することが適当であるとあわせて整理。

【改正後の制度の概要】

※ 経過措置を定めていた附則が、平成25年度末をもって終了することを踏まえて、以下の通り、法令上必要な措置を講じる

- ### ○専門職大学院の専任教員について
- ① 専門職大学院は、設置基準上で専攻分野ごとに規定される数の専任教員(必置教員)を置く。
 - ② ただし上記の専任教員については、教育上支障を生じない場合には、1個の専攻に限り、博士課程(前期を除く。)を担当する教員が兼ねることができることとする。

(参考)「グローバル化社会の大学院教育」答申(中教審, 平成23年1月)

<専門職学位課程の教員組織に関する検討>

学士課程, 修士課程又は博士課程を担当する教員は, 教育研究上支障がない場合には, 他の学位課程の教員等がこれを兼ねることができるとされることが, 専門職大学院については, 設置基準上必ず置くこととされる専任教員(以下「必置教員」という。)は, 他の学位課程の必置教員数に算入できないこととされている。これは, 専門職大学院における教育に専念する教員の充実を図り, 教育の質を担保することや, 専門職大学院の独立性を確保することの必要性によるものである。

他方, 専門職大学院の制度発足の円滑な移行を図る観点から, 制度創設後10年間の特例として, 他の学位課程の必置教員数への算入が認められているが(専門職大学院設置基準附則第2項), この特例は平成25年度で終了する。

このため, 特例措置終了後の教員組織の在り方について, 専門職大学院制度の趣旨を踏まえて対応する必要がある。

その際, 理論と実務の架橋を目的とする専門職学位課程における教育資源の蓄積を支える研究活動の活性化, 教員の養成機能の維持・向上, 進学を希望する学生への対応, 国際競争力への影響などを勘案すると, 専門職学位課程と博士課程(後期)の接続を図ることは重要である。

また, 大学における教育と研究は一体であり, 学位課程及び専攻ごとの目的や役割の違いを踏まえつつも, 相互に連携協力を図り全体として教育研究水準を向上させることが重要であることから, 教員が学位課程及び専攻の壁を超えて相互に連携協力することや, 流動性の高い教員組織の整備を積極的に推進することも重要である。

これらのことを踏まえ, 教育研究の質保証の観点に留意しつつ, 上記特例措置終了後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱いについて検討することが求められる。

(別添資料)

○文部科学省令第三十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第八条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十九日

文部科学大臣 田中 眞紀子

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

【専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第三十八号）
 〇 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号） 新旧対照表】

（傍線の部分は改正部分）

| 条 文 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（教員組織）</p> <p>第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。</p> <p>第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができ。</p> <p>3 （略）</p> | <p>（教員組織）</p> <p>第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。</p> <p>第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 前項に規定する専任教員は、<u>大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> |

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令 参照条文

○専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）（抄）
（教員組織）

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

附 則

2 第五条第一項に規定する専任教員は、平成二十五年度までの間、第五条第二項の規定にかかわらず、第五条第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第九条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第九条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第五条第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抄）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

○大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）（抄）
（教員組織）

第八条 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。

4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。

5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者

ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。